

熊本県有明・八代工業用水道運営事業
特定事業の選定

令和元年（2019年）12月

熊本県企業局

目 次

I.	事業概要	2
1.	事業名称	2
2.	事業の対象となる公共施設等	2
3.	事業方式	3
4.	事業期間	3
5.	対象業務	3
6.	利用料金	4
7.	運営権者に対する費用負担	4
8.	費用負担	4
II.	PFI 事業として実施することの定量評価	5
1.	前提条件	5
2.	評価結果	6
III.	PFI 事業として実施することの定性評価	7
1.	良質で効率的な事業運営の継続	7
2.	地域資源の活用による地域社会の持続的発展	7
3.	最適なリスク管理による安定した事業運営の実現	7

熊本県（以下「県」という。）は、有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業（以下「両事業」という。）について、令和元年（2019年）10月、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業に関する実施方針を公表した。

今般、PFI法第7条の規定に基づき、特定事業を選定したことから、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

令和元年（2019年）12月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫

I. 事業概要

1. 事業名称

熊本県有明・八代工業用水道運営事業

2. 事業の対象となる公共施設等

有明工業用水道及び八代工業用水道並びにこれらに附帯する施設

(1) 有明工業用水道

① 運営権設定対象施設

有明工業用水道は、県、福岡県、荒尾市及び大牟田市（以下「県等4団体」という。）との共有施設となっており、県等4団体が締結する協定書等に基づき県が施設を管理している。また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。

PFI法により公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定する対象施設（以下「運営権設定対象施設」という。）は、県等4団体が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。

② 運営事業対象施設

運営権者が運営を行う施設（以下「運営事業対象施設」という。）は、県等4団体が共有し県が管理する施設及び県単独の所有施設である。

(2) 八代工業用水道

① 運営権設定対象施設

八代工業用水道は、新遥拝堰から松高用水路までは県、八代平野土地改良区、上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という。）及び民間企業2社との共有施設であり、遥頭首工管理協議会、北岸導水路管理協議会又は八代平野土地改良区が管理している。萩原接合井から白島浄水場までは、県と企業団との共有施設であり、県が施設を管理している。また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。

運営権設定対象施設は、県と企業団が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。なお、汚泥処理施設には、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更となることを停止条件とする停止条件付運営権を設定するものとし、当該停止条件が満たされるまでは、運営権者は業務の履行義務を負わないものとする。

② 運営事業対象施設

運営事業対象施設は、県と企業団が共有し県が管理する施設、汚泥処理施設及び県単独の所有施設である。ただし、汚泥処理施設の維持管理については、県の費用負担の下で、県により企業団へ委託するものとする。なお、汚泥処理施設の管理区

分が企業団から県に変更された場合は、運営権者が自らその更新及び維持管理を行うものとし、費用分担は県との協議により見直す。

3. 事業方式

熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）は、PFI 法第 16 条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。なお、運営権設定対象施設が県と共同管理者との共有施設である場合、共同管理者の持ち分部分を含めた運営事業対象施設全体の更新、維持管理等も含むものとする。なお、運営権は有明工業用水道事業、八代工業用水道事業のそれぞれに設定する。

4. 事業期間

本事業開始日は令和 3 年（2021 年）4 月 1 日を予定している。また、事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和 23 年（2041 年）3 月 31 日を予定している。

事業期間は原則延長を行わない。ただし、不可抗力事象の発生その他事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県及び運営権者は、事業期間の延長を申し出ることができる。県と運営権者が協議により合意した場合には、事業期間を延長することができる。なお、事業期間の延長は 1 回に限るものではないが、延長する期間は合計で 5 年を超えることはできない。

5. 対象業務

運営権者が行う業務は以下のとおりとする。

(1) 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。

- ① 統括マネジメントに係る業務
- ② 工業用水道等の供給に係る業務
- ③ 施設の更新に係る業務

(2) 任意事業

任意事業とは、運営権者が、義務事業に関連する範囲で、全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。

6. 利用料金

本事業においては、熊本県工業用水道管理条例に基づきユーザー企業が支払う料金を「工業用水道料金」と称する。

工業用水道料金のうち、運営権者が収受する料金を本事業においては「利用料金」といい、工業用水道料金のうち、県が収受する料金を「県収受分料金」という。

運営権者が収受する利用料金は、工業用水道料金から協力料を控除して得られる金額に、一定の比率（以下「按分率」という。）を乗じたものとし、按分率は有明工業用水道と八代工業用水道の各々について設定する。また、按分率は、事業期間 20 年間のうち 5 年間ごとの 4 期に分けて設定する。ただし、事業期間を延長した場合には、当該延長期間の按分率は別途設定するものとする。

按分率は、県と運営権者が公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）の締結時に合意する。また、按分率の見直しは、実施契約に基づき行うものとする。

7. 運営権者に対する費用負担

県は、運営権者が行う施設の更新に要する一部の費用を負担金（以下「更新投資負担金」という。）として支払う。具体的には、県は、八代工業用水道の義務事業に対して運営権者に更新投資負担金を支払うことを想定している。

また、県は、施設を共有する共同管理者と締結する協定書等に基づき、共同管理者から徴収した建設負担金、維持管理負担金及び運営権者経費を運営権者に支払うものとする。

建設負担金は、四半期ごとに運営権者が実施した更新に要した更新事業費に対して、協定書等で定める負担金の比率に応じて算出するものとし、県は、その金額を、四半期ごとに運営権者に支払う。

維持管理負担金は、共有施設の維持管理に要する費用を実施契約の定めに基づき算出するものとし、県はその金額を四半期ごとに運営権者に支払う。

運営権者経費は、募集要項公表時に県が示した更新計画の建設負担金と運営権者が提案時に提示した更新計画に基づく建設負担金との差額に 50% を乗じて、事業期間である 20 年で除した金額とし、県はその金額を事業開始から事業終了までの毎年度運営権者に支払う。なお、20 年を超えて事業期間が延長された場合は県は支払わない。

8. 費用負担

運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する一切の費用を負担するものとする。

II. PFI 事業として実施することの定量評価

本事業の義務事業について、県が自ら実施する場合の事業期間中及び事業期間終了時点の県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用と、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中及び事業期間終了時点の県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用を比較し、県の負債及び共同管理者の費用の縮減が期待できるか評価を行なった。

1. 前提条件

県が自ら実施する場合と公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中及び事業終了時点の県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用を算定するにあたり設定した条件は以下のとおり。

図表 1 前提条件一覧

	県が自ら実施する場合	公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合
算定対象とする 県の収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用水道料金 ・ 建設負担金 ・ 維持管理負担金 ・ 一般会計補助金 ・ 一般会計借入金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用水道料金のうち県収受分料金 ・ 建設負担金 ・ 維持管理負担金 ・ 一般会計補助金 ・ 一般会計借入金
算定対象とする 県の支出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役務費（運転管理委託費を含む。） ・ 動力費 ・ 薬品費 ・ 修繕費 ・ 管路修繕費 ・ 減価償却費 ・ 国有財産等所在市町村交付金 ・ 竜門ダム維持管理負担金 ・ 庁舎管理分担金 ・ 堰・導水路負担金 ・ 汚泥処理施設維持管理委託費（八代のみ） ・ 支払利息 ・ その他営業外費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役務費 ・ 管路修繕費 ・ 維持管理負担金 ・ 建設負担金 ・ 減価償却費（更新投資負担金に係るもの） ・ 国有財産等所在市町村交付金 ・ 竜門ダム維持管理負担金 ・ 庁舎管理分担金 ・ 堰・導水路負担金 ・ 汚泥処理施設維持管理委託費（八代のみ） ・ 支払利息 ・ その他営業外費用 ・ 事業期間中の更新投資に伴う

	県が自ら実施する場合	公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合
		未償却残高 ・ 事業者選定費用

2. 評価結果

本事業の義務事業について、県が自ら実施する場合の事業期間中及び事業期間終了時点の県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用と、公共施設等運営事業として運営権者が実施する場合の事業期間中及び事業期間終了時点の県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用を比較した結果、県の負債並びに共同管理者の費用の縮減効果が約 5.5 億円と確認されたことから、本事業により熊本県有明・八代工業用水道事業において収支の改善が期待される。

III. PFI 事業として実施することの定性評価

熊本県有明・八代工業用水道事業を公共施設等運営事業として実施することにより、以下に示す定性効果が期待される。

1. 良質で効率的な事業運営の継続

両事業はともに供用開始から約 40 年が経過しており、施設の老朽化が進行し、今後、施設の更新・改修が必要となっている。また、供用開始時に想定していた重厚長大型の企業立地が進まなかったことにより、長らく契約水量が低迷していることに加えて、平成 14 年度に整備されたダムの負担金の増加等により資金繰りが悪化し、現在、事業運営費を賄うために一般会計からの借入が必要になる等、厳しい経営環境下であり、抜本的な経営改善が必要な状況にある。

県はこれらの課題解決の方策として、両事業を公共施設等運営事業として実施することにより、運営権者が自ら有する経営資源及び専門的ノウハウを活用し、長期に渡る施設の維持管理・運営等を一体的かつ計画的に実施することで、民間ならではのコスト削減や経営合理化の実現が期待される。さらに、運営権者はセルフモニタリングを通して恒常的に事業の改善を行っていくと同時に、県もモニタリングを行うことで公共性及び安全性を確保することで、経営合理化に加えて、従来よりも品質が高く、安定的な事業となることが期待される。

2. 地域資源の活用による地域社会の持続的発展

両事業は工業用水道の供給という県内経済の基盤を担っているのに加えて、運営においても雇用をはじめとした県内経済の一端を担っている。これは両事業を公共施設等運営事業として実施しても変わることはなく、民間の専門的ノウハウにより、県内雇用の促進、県内企業との連携、県内人材の育成等が一層積極的に行われることが期待される。

また、両事業は、前述のとおり契約水量が低迷していることから未利用水がある状況である。両事業を公共施設等運営事業として実施することにより、運営権者が有する民間ならではのアイデアにより、未利用水の有効活用が進むことが期待される。これにより、雇用をはじめとして県内経済がさらに発展し、ひいては地域社会が持続的に発展することが期待される。

3. 最適なリスク管理による安定した事業運営の実現

現在、県は、両事業の維持管理・運営において想定されるリスク全てを負担している。これに対して、両事業を公共施設等運営事業として実施することにより、リスクを最適に管理することができる者が当該リスクを負担するという考え方にに基づき、県と運営者の間で両事業の維持管理・運営において想定されるリスク全てを適切に分担することで、両事業に係るリスク全体の軽減・除去が図られ、かつ県が負担するリスクも軽減することが期待される。これにより、両事業が長期にわたり安定的に運営されることが期待される。